

監査公表第 634 号

包括外部監査の結果を受けて講じた措置について、地方自治法第 252 条の 38 第 6 項前段の規定により京都市長から通知がありましたので、同項後段の規定により、その内容を次のとおり公表します。

平成 22 年 3 月 26 日

京都市監査委員	内 海 貴 夫
同	日 置 文 章
同	不 室 嘉 和
同	出 口 康 雄

1 平成 20 年度包括外部監査（平成 21 年 3 月 30 日監査公表第 605 号）

（交通局－1）

指 摘 事 項
I 損益計算書（P/L） （I）営業収益 1 交通局の市地下鉄事業収益の体系 （3）運輸雑収益について ④ 構内営業料 1.（社）協力会からの売店収入の計算期間は交通局の事業年度（自 4 月 1 日至 3 月 31 日）に合わせるべきである。

講 じ た 措 置
（社）協力会からの売店収入については、平成 21 年度分から計算期間を交通局の事業年度と統一させた。

指 摘 事 項
<p>I 損益計算書 (P/L)</p> <p>(I) 営業収益</p> <p>1 交通局の市地下鉄事業収益の体系</p> <p>(3) 運輸雑収益について</p> <p>④ 構内営業料</p> <p>2. 洛マート北大路店を受贈財産として受入処理していながら、使用料収入から当該資産の工事代金を控除するのは不合理であり、他の駅売店による使用料収入に比較して極端に利益率の悪い事業となっている。寄付という行為は無償で財産を提供することであり、反対給付を伴うことはない。従って、使用料収入については店舗工事代金を控除することなく収入調停すべきである。</p>

講 じ た 措 置
<p>使用料の算定については、交通局で展開している駅ナカビジネスの手法として、事業者から事業提案を受け採用した場合、事業者が初期投資として負担した施設や設備の改修などの工事費用については、事業の安定した運営を図るため、使用料から初期投資に要した費用の一部を控除することとしていた。</p> <p>洛マートについてもこの手法に基づき使用料を収入したものであるが、平成 21 年度から市有財産使用許可書の内容を変更し、他の物販店舗と同様の歩合制に切り替え、寄付を受けた資産の工事費用の控除をすることなく、収入調停を行うこととした。</p>

指 摘 事 項
<p>I 損益計算書 (P/L)</p> <p>(I) 営業収益</p> <p>1 交通局の市地下鉄事業収益の体系</p> <p>(3) 運輸雑収益について</p> <p>④ 構内営業料</p> <p>3. (財) 振興公社からの構内営業料の収入調停に際して、かわらばん利用料の期間のズレが生じている。交通局の事業年度に合わせるべきである。</p> <p>また、東西線の使用料計算においてかわらばん枠制作費の償却費が控除されているが、外郭団体とはいえ交通局の外部企業である(財)振興公社の設備投資費用の償却分を交通局が負担するかたちで控除するのは不合理である。東西線の構内営業料について、かわらばん枠制作費償却分を控除することなく収入調停すべきである。</p>

講 じ た 措 置
<p>かわらばん利用料の期間については、平成 21 年度分から期間を交通局の事業年度と統一させた。</p> <p>かわらばんの使用料についても事業の安定した運営を図るため、使用料から初期投資に要した費用の一部を控除することとし、使用料の調停を行ってきたが、平成 20 年度分からかわらばん枠制作費の償却費を控除することなく収入調停を行うこととした。</p>

指 摘 事 項
I 損益計算書 (P/L) (I) 営業収益 1 交通局の市地下鉄事業収益の体系 (3) 運輸雑収益について ④ 構内営業料 4. 東西線延伸に際して (財) 振興公社が市民サービス備品として、かわらばん枠、クリーンボックス、鏡、ベンチ等の寄付を行った記録が残されているにもかかわらず、交通局においてそうした事実はないとしている。現時点において当該市民サービス備品の財産管理責任者は不在となっており、双方とも不適切であると言わざるを得ない。(財) 振興公社や (社) 協力会等の外郭団体、関連団体からの寄付行為に関して、受贈財産の管理を徹底すべきである。

講 じ た 措 置
市民サービス備品については、公社に対して平成 21 年 9 月に駅施設の使用に関する市有財産使用許可書を発行するとともに、公社の備品として台帳を作成し、管理を徹底するよう改善した。

指 摘 事 項
<p>I 損益計算書 (P/L)</p> <p>(II) 営業費用</p> <p>1 一般管理費</p> <p>(1) タクシーチケットの管理と使用状況</p> <p>1. 交通局タクシーチケット取扱要領によると、その第8条の中で「使用者は、チケットの交付を受けた後、チケットの使用を取りやめた場合は、速やかに保管責任者に返納しなければならない」と記載されている。従って、複数枚の所有は即座に改善すべきである。</p>

講 じ た 措 置
<p>平成20年12月の部長会において、各所属におけるタクシーチケットの複数枚保持の改善を含む「京都市交通局タクシーチケット取扱要領」の適正な運用を指示した。</p> <p>さらに、平成21年7月に総務課長から各所属長に対し、同年4月に改正した要領の適正な事務処理の執行についての通知文を発出し、タクシーチケットの厳正な使用と管理の徹底を図った。</p> <p>具体的には、定期的に所属長が全職員に対して要領を周知徹底すること及び定期的に所属長が使用理由など使用内容のチェックを行うことにより、不適正な事務処理の未然防止に努めることとした。</p>

指 摘 事 項
I 損益計算書 (P/L) (IV) 特別利益・損失 2 特別損失 1. 「その他特別損失」は、每期経常的に発生している費用であり、その内容から見て、人件費と同等の支出であると考えられるので、それらの支出を人件費の計算に入れるべきである。 従って「特別損失」ではなく「営業外費用」に入れるべきである。

講 じ た 措 置
「その他特別損失」については、元軌道職員に係る退職者年金等であり、高速鉄道事業において、経常的な経営活動に伴い発生する費用ではないとの考えから「特別損失」に計上してきたが、平成20年度決算から「営業外費用」で計上することとした。

指 摘 事 項
<p>II 貸借対照表 (B/S)</p> <p>(I) 資産</p> <p>1 固定資産及び資産外備品</p> <p>2. 固定資産台帳の記載に次の不備があった。</p> <p>i. 廃棄処分したとして台帳に載っていないが、現物が存在しているものが数件あった。その管理についても記録に残しておく必要がある。</p> <p>ii. 台帳に記載されていないパソコン等の備品については、その経緯を確認するとともに、それを台帳に記載しておく必要がある。</p> <p>iii. 数台をまとめて購入したパソコンがあったが、各々が 99,000 円という資産外備品に該当するにもかかわらず、合計で台帳に掲載していた。各物品を 1 単位ごとに価格を判断するよう留意すべきである。</p>

講 じ た 措 置
<p>平成 20 年 11 月に財務課長から各所属長に対し、資産外備品の管理についての通知文を発出し、適切な資産外備品の管理と資産外備品台帳の確認を指示するとともに、各所属の担当者を対象とした説明会を開催し、マニュアル「資産及び物品の管理について」に基づき、固定資産及び資産外備品の適切な事務処理と管理の徹底を図った。</p> <p>さらに、平成 21 年 7 月に財務課長から各所属長に対し、固定資産及び資産外備品の管理についての事務連絡を発出し、適切な管理の徹底を図った。</p> <p>これらの通知や説明会により、各所属において現物が存在しているもの及び台帳に記載されていない備品についての調査を行い、台帳への記載と管理を徹底するとともに、台帳へは物品一単位ごとに価格を判断し記載するように徹底した。</p>

指 摘 事 項
II 貸借対照表 (B/S) (I) 資産 1 固定資産及び資産外備品 3. 資産外備品以外の5千円未満で購入している長期使用の金庫について数量管理をしていないが、シール添付義務がないにしても、番号表示をする等により管理すべきである

講 じ た 措 置
平成 21 年 7 月に財務課長から各所属長に通知文を發出し、資産外備品以外の5千円未満で使用年数が1年以上の金庫類については、資産外備品扱いとし、資産外備品台帳に記載し、管理するよう周知した。

指 摘 事 項
<p>Ⅱ 貸借対照表 (B/S)</p> <p>(I) 資産</p> <p>2 流動資産</p> <p>(2) 未収金 (その他)</p> <p>① 長期に未収となっている未収金</p> <p>1. 長期に滞留している未収金について不納欠損処分を行わないのであれば、流動性のない資産 (1年以内に現金化できない資産) を流動資産として表示するのは不適當である。長期未収金として固定資産に表示すべきである。(ワン・イヤー・ルール)</p> <p>また、流動・固定の区分は、平成20年度からの財政健全化法に基づく「資金不足比率」にも影響を及ぼすため、注意が必要である。</p>

講 じ た 措 置
<p>長期に滞留している未収金については、平成20年度決算で不納欠損処理を行った。</p> <p>また、流動・固定の区分については、今後も引き続き注意し、適切な処理を行っていく。</p>

指 摘 事 項
<p>II 貸借対照表 (B/S)</p> <p>(II) 負債</p> <p>2 流動負債</p> <p>(1) 仮受金</p> <p>1. 交通局で発行した乗車券カードは、利用されずに退蔵されている場合でも、その乗車券カードの利用でサービスを提供しなければならないという債務がある。</p> <p>また、都カードについては、他の交通事業者との共同債務であるから、他の交通機関利用分についてはスルッとKANSAI協議会事務局を通じて精算しなければならないという債務でもある。京カード、都カードの未使用分については、決算書上、「仮受金」ではなく、「預り金」等の債務が存在することを明らかにした負債科目で表示しなければならないが、債務の相手先や金額が未確定の場合には、その旨を注記する必要がある。(明瞭性の原則)</p>

講 じ た 措 置
<p>平成 20 年度決算から乗車券カードについては、債務の相手先や金額が未確定な場合に「仮受金」として計上し、その旨注記することとした。</p>

指 摘 事 項
<p>II 貸借対照表 (B/S)</p> <p>(II) 負債</p> <p>2 流動負債</p> <p>(1) 仮受金</p> <p>2. 市地下鉄事業において公表されている決算書には、「仮払金」、「仮受金」等、金額、科目、相手先等が未確定な場合に使用する科目が含まれている。</p> <p>また、内容の不明確なものについて、その内容を補足するための注記もなされておらず、市地下鉄事業の財務内容を十分に開示しているものとはいえない。決算書の表示科目について全面的に検討を要する。(明瞭性の原則)</p>

講 じ た 措 置
<p>勘定科目の精査を行い、平成 20 年度決算から「仮払金」として計上していたものを「未収金」として計上するよう改めた。</p> <p>また、債務の相手先や金額が確定しているものは「未払金」として計上しているが、債務の相手先や金額が未確定の場合には「仮受金」として計上し、その旨を注記することとした。</p>

指 摘 事 項
<p>IV 契約事務</p> <p>2 契約保証金</p> <p>1. 契約保証金を徴収していないのは、局契約規程に則った契約事務が行われていないこととなる。今後は、局契約規程を遵守するか、現実に契約保証金を徴収することが無理なのであれば、局契約規程を実情に合わせたものに改正するか、いずれかに改善すべきである。</p>

講 じ た 措 置
<p>契約保証金の免除については、京都市交通局契約規程第 35 条第 1 項第 6 号において、「随意契約により契約を締結する場合において、契約金額が少額であり、かつ、契約の相手方が契約の履行をしないと認められることとなるおそれがないとき。」としているが、契約金額が少額でない随意契約においても、</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 契約を履行しないこととなるおそれがない。 ② 本市が出資している外郭団体は、最も信頼できる業者である。 ③ 委託料は履行確認後支払っており、契約不履行になっても交通局が金銭的な被害を被ることはない。 ④ 物品等の調達契約については、保証会社による契約保証の制度がないため、契約保証金を現金で納付することとなり、多額の資金を調達する必要が生じ、受注者側の対応が困難である。 ⑤ 受注者側で保証金の資金調達のための経費がかかることから、落札額が高くなるおそれがある。 <p>との理由から契約保証金を徴収していなかった。</p> <p>このような実情に合わせ、金額に限らず契約保証金を免除できるよう、平成 21 年 7 月 1 日から契約規程を改正した。</p>

指 摘 事 項
<p>IV 契約事務</p> <p>3 地下鉄駅構内清掃業務の契約</p> <p>1. 平成19年10月から、予定価格1,000万円以上の工事・測量・設計の案件は指名競争入札から一般競争入札に移行した。従来の慣行に漫然と従い、通常型指名競争入札を行うことは落札業者の固定化を招きやすい。近年はインターネットによる公告や電子入札できる条件も整いつつあるので、物品契約においても指名競争入札から、公募型指名競争入札または一般競争入札に移行するよう改善を要する。</p> <p>※ 公募型指名競争入札 一定の条件を示して入札参加者を募集し、条件を満たしたものを指名して入札に参加させる方式</p>

講 じ た 措 置
<p>交通局では、平成19年4月から電子入札を行っているが、電子入札が行える環境がない（インターネットに接続しているパソコンがない、また、電子認証を受けていない等）事業者があることから、通常型指名競争入札を実施してきた。</p> <p>しかし、当該事業者でも電子入札に参加できる「来庁者用の入札端末」を当局の窓口を設置し、物品契約について、公募方式である参加希望型指名競争入札に移行し、平成21年7月1日から運用を開始した。</p> <p>この方式はインターネットに公告され、入札から開札まで入札業者が秘匿されるので、談合及び癒着の排除が期待でき、担当職員による指名を行わないので、更なる競争性と透明性が図れるものである。</p>

(交通局-14)

指 摘 事 項
IV 契約事務 7 収入金搬送業務及びつり銭資金、廃券搬送業務に関して 3. 収入金搬送業務の災害盗難に備えた損害保険に加入すべきである。

講 じ た 措 置
平成 21 年度から委託業者において収入金搬送業務の災害盗難に備えた損害保険に加入した。

(交通局-15)

指 摘 事 項
IX 外郭団体 (Ⅲ) 京都地下鉄整備 株式会社 3 監査の結果 (2) 決算書について 1. 決算書に適正な経営成績及び財政状態を表示するためと、他の外郭団体との比較を容易にするためにも、次の事項を会計方針に導入すべきである。 i. 消費税等の会計処理を「税抜方式」に変更する。 ii. 賞与引当金及び退職給付引当金を計上する。

講 じ た 措 置
i. 平成 21 年度から税抜方式に改善した。 ii. 賞与引当金については、平成 20 年度決算から計上した。 また、退職給付引当金については、当社の支給対象社員 5 名に対する中小企業退職金共済制度に加入し、自己都合退職金相当額に見合う掛金をもって費用処理している。

指 摘 事 項
IX 外郭団体 (IV) 財団法人 京都市交通事業振興公社 2 交通局からの受託業務について (2) 電気機械設備保守管理業務に関して 1. 受託事業の再委託に関しては、契約書どおり交通局からの承諾あるいは承認手続きを正式に得ておくべきである。

講 じ た 措 置
平成 20 年度に再委託していた業務については承諾書を提出させ、さらに、平成 21 年度には契約内容の見直しを行い、再委託はなくなっている。

指 摘 事 項
IX 外郭団体 (IV) 財団法人 京都市交通事業振興公社 3 交通局への寄付行為に関して 1. 市民サービス事業費の監査途上で発見された交通局への市民サービス備品の寄付財産の提出を求めたところ、管理資料としての寄付財産目録が作成されている事実はなかった。また、交通局においても市民サービス備品の寄付受入に関しては管理が不十分であった。地下鉄駅での市民サービス備品による事故等があった場合、現状のままではどちらに管理者責任が問われるのか疑問である。

講 じ た 措 置
市民サービス備品については、公社に対して平成 21 年 9 月に駅施設の使用に関する市有財産使用許可書を発行するとともに、公社の備品として台帳を作成し、管理を徹底するよう改善した。

2 平成 19 年度包括外部監査（平成 20 年 3 月 28 日監査公表第 582 号）

（上下水道局－1）

指 摘 事 項
2. 契約事務 （2）工事検査体制 ① 工事検査は、誰が担当しても一定レベル以上の検査が実施でき、かつ、担当者以外の者からも検査の具体的状況が把握できるようにする必要がある。そのためには、「請負工事検査基準」別表に定める検査留意事項が網羅されている具体的なチェックリストやマニュアルを整備する必要がある。

講 じ た 措 置
工事検査に当たっては、「請負工事検査基準」別表 1（施工状況の検査留意事項）及び別表 2（工事の出来形及び品質等の検査）に従い実施するように平成 20 年 7 月 1 日付けの事務連絡により関係課に周知徹底した。また、工事検査を誰が担当しても一定レベル以上の検査が実施できるようにし、かつ、担当者以外の者も検査の具体的状況を把握できるようにするため、検査項目や検査結果が容易に分かる具体的なチェックリストとその適用を具体的に示したマニュアルを作成した。 なお、当該チェックリスト及びマニュアルについては、平成 21 年 9 月 8 日に工事担当課すべてを対象に説明会を行い、同月 14 日から実施した。

指 摘 事 項
<p>2. 契約事務</p> <p>(2) 工事検査体制</p> <p>② 低入札価格調査対象工事については、「京都市上下水道局低入札価格調査取扱要領」第12条で検査対象工事の監督及び検査の強化がうたわれているにもかかわらず、検査の強化が行われているのか、確認検査報告書の「所見」欄からは必ずしも明らかではない。具体的なチェックリストやマニュアルを整備し、それに準拠して監督・検査し、その記録（検査時間を含む）を残すべきである。</p>

講 じ た 措 置
<p>低入札価格調査対象工事を含むすべての工事検査を強化するため、平成21年4月に技術的課題を調整し、技術力の向上を図るとともに、工事検査や積算基準等を所管する「技術管理課」を設置した。</p> <p>また、工事検査に係る具体的なチェックリスト及びマニュアルを同年8月に作成し、これに基づく監督、検査を行い、検査時間を含め、記録を残している。</p> <p>さらに、当該マニュアルにおいて、低入札価格調査対象工事に係る検査の強化について規定し、原則として係長級職員を含む複数の検査員が重点的に行った監督内容を確認して検査を行い、その記録（検査時間を含む。）を残すこととした。</p> <p>なお、当該チェックリスト及びマニュアルについては、同年9月8日に工事担当課すべてを対象に説明会を行い、同月14日から実施した。</p> <p>※ 低入札価格調査</p> <p>対象工事に応じてあらかじめ設定した価格を下回る価格で契約の申込みがあった場合に、その申込みをした者が契約内容を適正に履行できるかどうか調査し、その者を落札者とするための可否を決定するために行う調査をいう。</p>

指 摘 事 項
<p>3. 人件費等について</p> <p>(4) 京都市上下水道局職員等厚生会への負担金支出について</p> <p>市民の目線に立ち、市民の理解を得られる福利厚生事業の実施を前提として、厚生会の事業内容等の適時見直しを行うと同時に、上下水道局の負担縮小を検討すべきである。</p>

講 じ た 措 置
<p>上下水道局の負担縮小については、平成14年度までは私費である会員会費と公費である局負担金の割合を1：2としていたが、平成15年度から1：1.5、平成18年度からは、1：1とし、公費の支出の抑制を図った。また、会員会費額について、平成18年度以前は給料月額1000分の10としていたものを、平成19年度からは1000分の5とし、事業費の抑制や公費負担の縮小を図った。</p> <p>さらに、平成21年度は「京都未来まちづくりプラン」の取組の一環として、局負担金を凍結した。</p> <p>厚生会の事業内容については、3つの厚生寮のうち、洛翠荘を平成21年6月に、かつら荘を同年9月に廃止するとともに、同年6月に文化体育事業を縮小し、9事業のうち7事業を廃止した。今後とも、年2回開催している評議員会において、適宜見直しを行うこととなる。</p>

指 摘 事 項
<p>5. 建設改良事業</p> <p>(2) 鉛製給水管の改良について</p> <p>② 平成 20 年度以降の布設替計画と各年度実績のチェック体制等を整備し工事遅延を防止するとともに、その情報を公開することが望まれる。</p>

講 じ た 措 置
<p>平成 20 年 4 月に給水課に鉛管解消係（技術職員 3 名，嘱託員 2 名）を新設し，鉛製給水管解消計画の本格実施に向けた事務に着手し，平成 21 年 1 月に鉛製給水管単 独取替工事施行基準を，同年 3 月に事務処理マニュアル及び業務フローチャートを作成し，同年 4 月からこれらに基づき業務を行うとともに，鉛管解消係が工事の進ちょく状況をチェックしていく体制を整備した。</p> <p>また，平成 20 年度の鉛製給水管の単独取替工事の実績は 2,004 件であったが，平成 21 年度から年間約 1 万件に拡大するため，鉛管解消係に更に技術職員を 2 名増員するとともに，現場調査等の一部の業務委託を行い，執行体制の強化と業務効率化を図ることによって工事の遅延防止を図った。</p> <p>取替計画・実績の情報の公開については，同年 4 月から同年度の鉛製給水管の取替計画をホームページ上で公開するとともに，同年 7 月から平成 20 年度の鉛製給水管の取替実績をホームページ上で公開している。</p>

指 摘 事 項
7. 水道事業の経営戦略について (2) 企業債発行の現状と自己資金の有効利用 ③ 最低限必要な余剰資金額を算定し、実際に活用可能な資金額を算出する必要があるが、その前提としてより精緻な資金繰り計画を策定すべきである。

講 じ た 措 置
<p>水道事業の資金の運用に当たっては、公金として特に安全性の確保が求められる一方、一定の効率性も必要とされ、より正確で詳細な資金管理が不可欠となっている。</p> <p>そのため、年度当初に策定した資金繰り計画について、これまでは月単位で行っていた随時修正を、平成 20 年度から日単位で行うことにより精度を高めるとともに、平成 21 年 8 月から各所属が経理課に対し大口の支払予定を事前に報告する「支払予定事前報告制度」を新たに設け、当該報告を基に資金繰り計画を修正することにより更に精度を高めた。</p> <p>なお、当該制度については、同年 7 月 15 日付けで各所属長に周知した。</p> <p>また、この資金繰り計画を参考として、自己資金を活用した企業債発行の抑制にも取り組んでおり、平成 20 年度においては、約 12 億円の発行を抑制した。</p>

指 摘 事 項
<p>7. 水道事業の経営戦略について</p> <p>(3) 営業所における業務の見直し</p> <p>① 電話、ファックス、インターネット等の情報通信手段を効果的に活用することによって、現在営業所で実施している業務を全面的に見直し、集中管理すべき業務は集約化を図るべきである。</p>

講 じ た 措 置
<p>上下水道局では、平成 19 年度に京の水ビジョン及び中期経営プランを策定するとともに、市民に信頼される上下水道事業の確立を目指し、平成 21 年度から 24 年度までに実行する企業改革に向けた具体的な取組と、今後継続的に取り組むべき課題を掲げた「京都市上下水道局 企業改革プログラム」を平成 21 年 3 月に策定した。</p> <p>これらを踏まえ、営業所で実施している業務全般を見直し、電話、ファックス、インターネット等の情報通信手段の効果的な活用による業務の集約化を実施した。</p> <p>具体的には、これまですべての営業所において、宿日直業務により対応していた休日・夜間の電話受付業務について、当該宿日直業務を全面的に見直し、同年 6 月末に廃止したことに伴い、同年 7 月から電話、ファックスによる専門の民間事業者の対応を活用し、一元的に集中管理することとした。併せて、営業所の庁舎管理についても機械警備の民間事業者を活用し、一元的に対応することとした。</p> <p>その他、情報通信手段を効果的に活用し、予納金制度の廃止に合わせ、平成 20 年 7 月から給水申込みについて、電話、ファックスによる受付を開始するとともに、平成 21 年 2 月からはインターネットによる受付を開始した。</p> <p>さらに、同年 4 月から各営業所で行っていた休日における開閉栓業務の体制を見直し、本庁「お客さま窓口サービスコーナー」で一元的に集中管理することとした。</p>

3 平成 18 年度包括外部監査（平成 19 年 3 月 29 日監査公表第 555 号）

（建設局－1）

指 摘 事 項
<p>VII 土木工事等の監理及び検査</p> <p>2. 大型工事におけるチェック体制</p> <p>① 鉄道事業者等へ委託している工事は、軌道敷内や近接工事の施工等を行なうものであり、道路と鉄道が交差する部分などは鉄道側の技術基準等に適合する設計や施工を必要とするため、道路側と鉄道側が協定を結び鉄道側に工事を委託しているということである。</p> <p>また、伏見西部第五地区の樋門建設工事は、一級河川桂川（直轄河川）区域及びその保全区域内で施工される工事であり、桂川の管理者である国土交通省に委託しているということである。</p> <p>しかし、鉄道事業者が工事を行なう場合の費用等の透明性の確保については、随意契約において取組むべき課題のひとつであると考えられ、その意味においても、工事担当課を離れた立場から監理検査課がチェックすることは有意義と思われ、少なくとも民間に対する委託工事については、チェック手続を検討され、大型工事二重チェックの対象とするよう改善が望まれる。</p>

講 じ た 措 置

建設局では、鉄道事業者等への委託工事において、国土交通省の通知に基づき、透明性の確保を協定に盛り込み、発注者（工事担当課）が鉄道事業者に対し必要な資料の提出を求め、工事内容及び費用等について双方において十分協議し、その内容を把握することとしている。

具体的内容としては、工事施行協定を締結するにあたり、「透明性の確保」を当該協定の条文に明記するとともに、年度協定において工事費算出及び請求に係る必要書類を定型化し、詳細な工事費内訳書を作成することとした。

平成 19 年度からは、更なる透明性の確保に向け、大型委託工事の二重チェックに係る要領の策定に向け、その問題点や課題等を把握し整理するため試行的に建設企画部（建設企画課及び監理検査課）において工事担当課を離れた立場から大型委託工事についても二重チェックを実施した。2年間の試行期間を経て、平成 21 年 5 月に京都市建設局大型委託工事チェック要領を策定し、施行することを建設局内関係部署の所属長へ通知した。

これにより、鉄道事業者等民間に対する委託工事についても大型工事二重チェックの対象とした。

指 摘 事 項
<p>VII 土木工事等の監理及び検査</p> <p>2. 大型工事におけるチェック体制</p> <p>③ 監理検査課では、チェック要領に定められたチェックすべき項目を担当職員が工事担当課にヒアリング形式でチェックするとともに担当職員から上級職員へ説明を行い、発注する工事の妥当性を点検している。</p> <p>上級職員へ説明する必要があるため、ヒアリングで確認した事項は適宜質問事項書等のメモを残している。質問事項書等を通読したが、極めて専門的、技術的事項を協議されており、換言すれば、担当職員の技術的経験や洞察力が要求され、二重チェックのレベルは担当者の個人的能力に依拠する面も否定できないと感じた。</p> <p>監理検査課より、「チェックレベルについては上級職員への説明等の過程を踏むため一定に保たれていると考えているが、今後、「質問事項確認書等」を統一するなど協議形式の整理を検討する。」旨のコメントを受けている。</p>

講 じ た 措 置
<p>これまでは、担当職員が適宜、任意の様式で協議内容を記録してきたが、平成 21 年 5 月に京都市建設局大型工事チェック要領を改正し、建設局内関係部署の所属長へ通知した。当該要領の改正により、従来までは明記していなかった質問事項調書の様式を定めるとともに、監理検査課担当職員が事業課から工事の説明を受けた後、チェックを行い、そのチェック内容を含め上級職員に説明する方法から、建設企画部の複数の職員によるヒアリング形式とすることで、専門的、技術的事項について、担当職員の個人的能力に依拠することの無いよう公正なチェック体制とした。</p>

指 摘 事 項
<p>Ⅶ 土木工事等の監理及び検査</p> <p>3. 中間検査及び完成検査</p> <p>② 平成17年度の大型工事の中間検査・完成検査についての担当職員等については、監督職員となるべき職員、検査職員となるべき職員は監督検査要綱に基づき適切に選任されていると判断される。</p> <p>ただ、同一の工事につき、中間検査・完成検査のいずれも同じ検査職員が担当する場合もあれば、異なる検査職員が担当する場合もある。内部牽制の観点から判断すれば、大型工事については、検査担当者が片寄ることなく割当てられ、また、中間検査と完成検査は別々の担当者が実施することができるよう検討すべきである。</p>

講 じ た 措 置
<p>大型工事の中間検査と完成検査については、平成21年6月から特定の検査職員に偏ることがないように配慮し、別々の担当者が実施することとした。</p>

(監査事務局第一課)